

○ 貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件（平成十一年大蔵省 金融監督庁 告示第二号）

改正後	現 行
<p>保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府 令第四十五号）第三条第二項及び第三項（同令第四条第五項及び第五條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。</p> <p>保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項（同令第四条第五項及び第五條第四項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。）に相当する額</p>	<p>保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府 令第四十五号）第三条第二項及び第三項（同令第四条第五項及び第五條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。</p> <p>保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項（同令第四条第五項及び第五條第四項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十一項に規定するその他有価証券をいう。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。）に相当する額</p>